

愛知県の文書・法務事務

〈内容〉

第1部 愛知県の文書事務

- ・ 愛知県公文書館について

第2部 愛知県の法務事務

- ・ 地方公共団体の法務事務について
(立法法務、執行法務、争訟法務)
- ・ 愛知県（法務文書課）の法務事務について
(法規審査、行政手続、不服申立て、訴訟等)



総務局総務部法務文書課
2023年10月25日(水)

法務文書課の紹介

- 総務局の所掌事務（愛知県局設置条例第2条第2項←地方自治法第158条第1項）
 - 県行政の運営一般 組織関係 議会関係 予算・税その他財務
 - 情報化の推進 市町村等の行政一般及び地域振興
 - 他の局の主管に属しない事項

- 法務文書課の所掌事務（愛知県行政組織規則第4条第3項）
 - ・文書・公益法人G：文書管理・文書事務の指導 公印に関する事務
公益法人に関する事務の総括調整

 - ・公文書館G : 公文書館の管理等

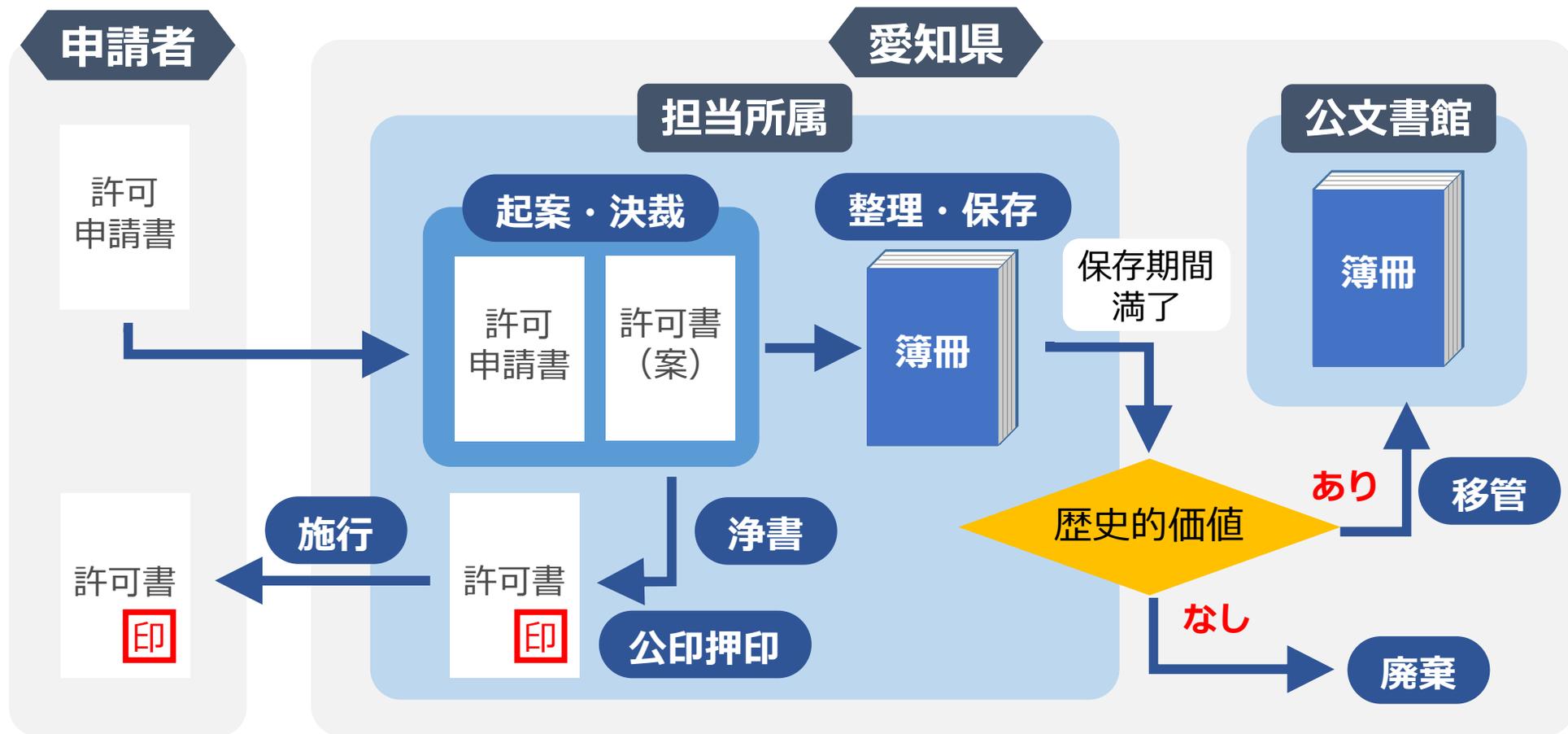
 - ・法規G : 法規の審査 愛知県公報の発行 行政書士関係
行政手続法・愛知県行政手続条例に基づく手続に
関する事務の総括調整

 - ・訟務・指導G : 不服申立て・訴訟に関する事務の総括調整

第1部 愛知県の文書事務

愛知県公文書館について

愛知県における文書事務の流れ（概略）



愛知県公文書館 ①

【設置目的】

- ・ 県の諸活動や歴史的事実を記録した公文書は、県民共有の知的資源であるとともに、県政が適正かつ効率的に運営されるよう、その歩みを後世に伝える貴重な歴史的資源
- ・ そうした歴史的価値のある県の公文書その他資料を収集し、整理し、及び保存するとともに、その活用を図り、もって学術及び文化の発展に寄与することを目的として、昭和61（1986）年に開館

愛知県公文書館 ②



公文書館は、愛知県自治センターにあります（最寄駅：地下鉄名古屋城駅）



公文書館の入口は7階です

公文書館Webサイト

<https://kobunshokan.pref.aichi.jp/>

愛知県公文書館 ③

【施設の概要】

書庫	1,027.29 m ²
開架室	201.80 m ²
閲覧室	285.48 m ²
展示室	112.80 m ²
事務室 等	538.75 m ²
<hr/>	
計	2,166.12 m ²

書庫



愛知県公文書館 ④

閲覧室・開架室



展示室

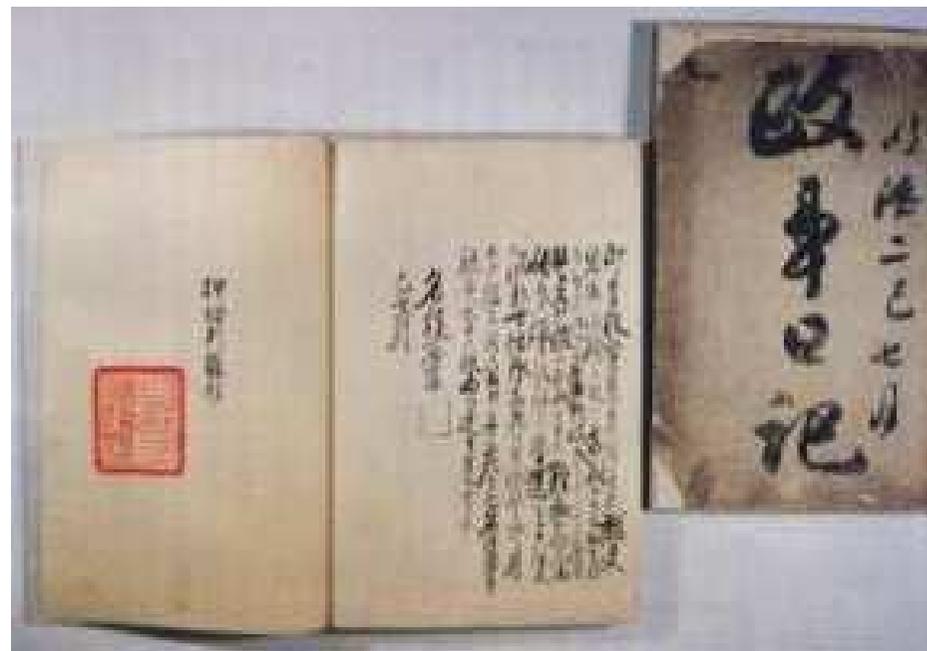


所蔵資料 ①

【藩庁文書】

明治初期において名古屋藩が作成した文書で、旧尾張藩時代から引き継いだものや廃藩置県以後の記録も含まれている。

名古屋藩における職制・藩制等の改革に関する一連文書や、新政府への報告書等がある。



「政事日記」

当時藩政執務を行っていた「政事堂」において記録された日記の原本

所蔵資料 ②

【郡役所文書】

郡役所は、県と町村の間に位置し、地方行政を行う機関として明治11（1878）年に設置され、大正15（1926）年に廃止された。



「知多郡農具図」

知多郡役所で作成されたもの。彩色された絵が描かれており、農具の使用状況から農具の寸法や材質、使用方法等まで詳しく記述されている。

所蔵資料 ③

【地籍図】

村界、字界、字名、一筆ごとの土地区画形状、地番、地目等が書き込まれ、池川・堤・道路等は色分けされている。縮尺1200分の1で、原則として1村が全図として1枚の和紙に描かれている。

【地籍帳】

小字名、地番、地目、反別（面積）、地価、地種等が記載されている。



明治17（1884）年頃、地籍編さん事業により村ごとに作成されたもの。一部欠けているが、ほとんどの町村のものがある。

所蔵資料 ④

【公文書】

本庁や地方機関、行政委員会等で作成された文書で、保存期間を満了したもののなかから歴史的価値のある公文書を選別、収集し、保存している。ただし、戦前の文書については、昭和13（1938）年の県庁舎移転の際や、戦時中に大量廃棄され、現在はわずかしか残されていない。



閉架書庫に整理・保存されている公文書

所蔵資料の展示 ①

【企画展】

年1回、テーマを決めて開催している。

〈過去の開催テーマ〉

2022年 県政150周年記念 愛知県のはじまりと県庁のあゆみ

2021年 明治・大正の流行り病 ―祈禱から予防・衛生対策へ―

2020年 史料で読む幕末維新の一大事

【常設展】

企画展開催の時期以外に、常設の展示を行っている。

愛知県の成立や主な所蔵資料の紹介、ミニ展示コーナーなど。

所蔵資料の展示 ②

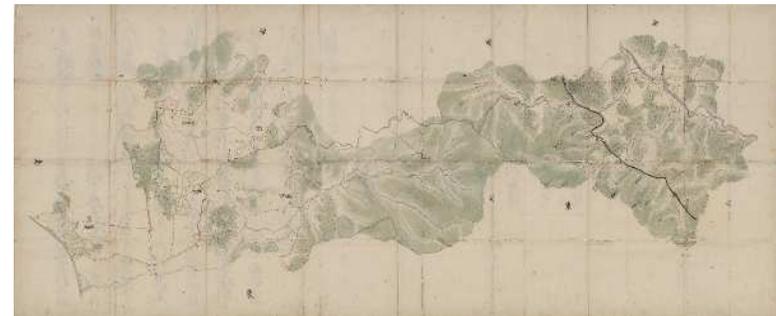
2023年企画展

新・収蔵資料展

～古文書にみる尾張の町と三河の村～

今年度新たに収蔵される県史収集資料をテーマに開催。

- ・ 愛知県自治センター 7階展示室にて、12月8日まで開催中（土日祝日休館）
- ・ 11月3日、23日は臨時開館
- ・ 入場無料



山論裁許絵図

バーチャル文書館 https://kobunshokan.pref.aichi.jp/vr_archive/



愛知県公文書館 

愛知の歴史資料

愛知の歴史年表

デジタル展示室

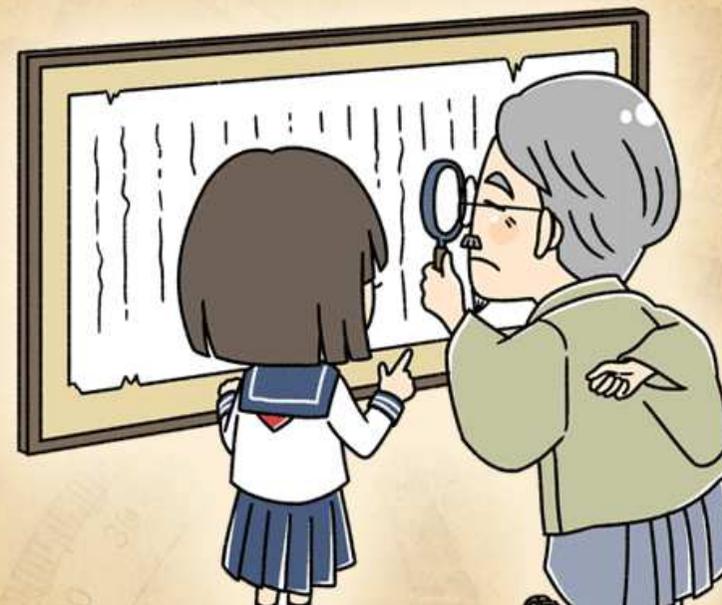
古文書講座



所蔵資料を縦横無尽

古文書を 読んでみよう!

愛知県公文書館で所蔵している史料をテキストにして、古文書解読に挑戦！ 釈文だけでなく史料解



バーチャル文書館 地籍図の部屋 ①

愛知の歴史資料 地籍図



本館が所蔵する地籍図（地籍字分全図）は、愛知県が明治17年（1884）の布達で県内の郡区役所や戸長役場に対し作成を命じたもので、県庁へ提出された正本に当たります。

地籍図には、明治17年1月1日現在の村界、字界、字名、一筆ごとの土地区画の形状、地番、地種、地目、道路とその道幅などが縮尺1200分の1で書き込まれており、池川や道路などは青や赤などに色分けされています。原則として1村が全図として1枚の和紙に描かれており、一部欠けているところがありますが、愛知県内のほとんどの地域のもので所蔵しています。原本保護のため複製図での御利用となります。



印刷する

地籍図

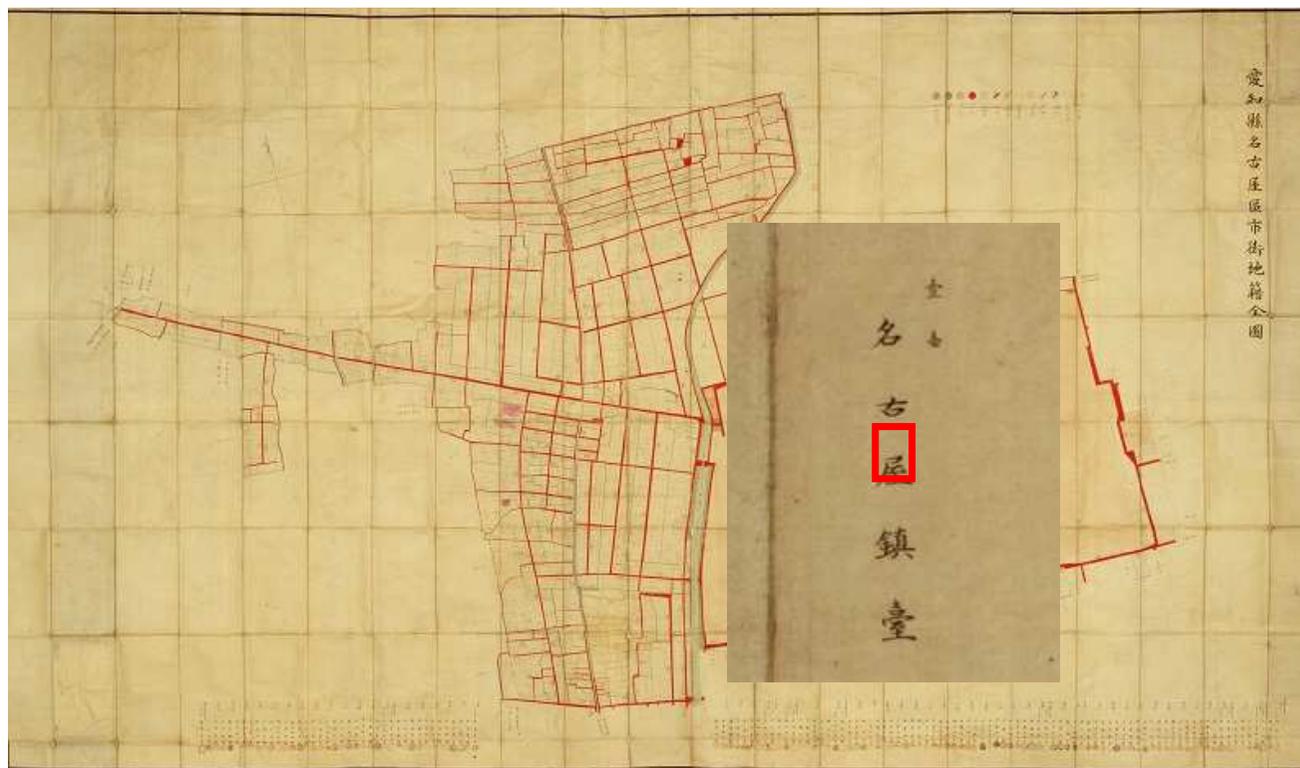
➤ 名古屋区 天

➤ 額田郡 岡崎市街

バーチャル文書館 地籍図の部屋 ②

《解説抜粋》

この地籍図には、名古屋城とその西側周辺が描かれていますが、「名古屋城」の文字はありません。当時は名古屋城の敷地が陸軍の所管となっていたため、「名古屋鎮臺」と記載されています。



地籍図「名古屋区 天」 (198cm×341cm)

バーチャル文書館 所蔵資料紹介 ①

愛知の歴史資料
所蔵資料紹介



伊勢湾台風被害写真フィルム（愛知県海部事務所）



印刷する

所蔵資料紹介

伊勢湾台風被害写真フ
ィルム（愛知県海部事
務所）



バーチャル文書館 所蔵資料紹介 ②

《解説抜粋》

昭和34（1959）年9月26日に襲来した伊勢湾台風は、東海地方に未曾有の被害をもたらしました。本館では、被災当時、愛知県海部事務所が撮影した記録写真のネガフィルム2,034点を保存しています。



昭和34年11月22日 弥富町 平島（現弥富市）

バーチャル文書館 所蔵資料紹介 ③

《解説抜粋つづき》

県内でも被害の大きかった海部地域を中心に、被災地の被害状況や避難所の様子、復旧活動に携わった人々の姿などが、被災直後から翌年1月上旬までの3か月以上にわたり撮影されています。



昭和34年10月12日 津島市

バーチャル文書館 県史収集資料室 ①

愛知の歴史資料
県史収集資料室



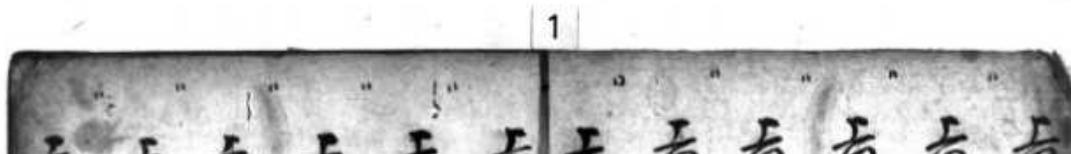
【1】寛文2年5月16日 尾張国春日井郡牛山村
入鹿郷新田検地帳



印刷する

県史収集資料室

【1】寛文2年5月16日
➤ 尾張国春日井郡牛山村
入鹿郷新田検地帳



バーチャル文書館 県史収集資料室 ②

《解説抜粋》

この史料は、寛文2（1662）年5月に牛山村（現春日井市）で行われた検地に際して作成された検地帳です。検地は渡辺新左衛門の代理人である広瀬金左衛門と他3人の立ち合いのもと実施されました。検地とは田畑の面積や収穫量等の確認のために領主が農民の田畑を調査することであり、検地帳とは検地の結果を村単位で集計してまとめた、年貢徴収の土地台帳です。



寛文2年5月16日 尾張国春日井郡
牛山村入鹿郷新田検地帳

バーチャル文書館 デジタル展示室 ①

▶ 令和3年度企画展 明治・大正の流行り病 ―祈禱から予防・衛生対策へ―

▶ 令和2年度企画展 史料で読む幕末維新の一大事

▶ 令和元年度企画展 写真で見るあいちの地震・台風―伊勢湾台風60年―

▶ 平成30年度企画展 明治150年記念 公文書で見る愛知県の誕生と文明開化

▶ 平成29年度企画展 公文書館で見つけた「旅」―資料でたどる旅のすがたと名所―

▶ 平成28年度 開館30周年記念特別展 厳選！公文書館の逸品

▶ 平成27年度企画展 明治期愛知の広告と博覧会

◀ 展示テーマ



展示テーマはこちら ▶

バーチャル文書館 デジタル展示室 ②

平成29年度企画展 公文書館で見つけた「旅」－資料でたどる旅のすがたと名所－

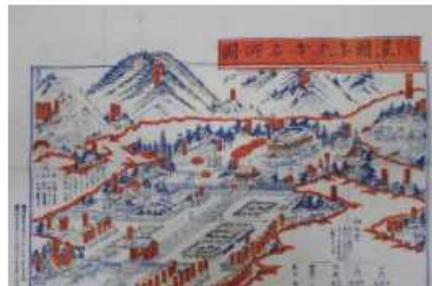
平成29年度の企画展では、「旅」をテーマとして取り上げました。

本館で所蔵している、主に江戸後期から昭和初期にかけての旅に関する資料を集め、当時の旅のすがたや県内外の名所に関する資料を展示しました。また、県内にある名所の維持・管理に関わる公文書についても紹介しました。

このデジタル展示室では、展示した資料の一部を紹介します。資料を通して、県内外の名所旧跡に興味を持ち、旅に出たくなってもらえたら幸いです。

県内外の名所絵図

解説 



バーチャル文書館 古文書講座 ①

・解けばどんどん楽しくなる・



古文書解読に チャレンジしてみよう！



このコーナーでは愛知県公文書館で所蔵している史料をテキストにして、古文書解読に挑戦していただくことができます。単に史料の釈文を掲載するだけでなく、史料を読み解く上で参考になる史料解説も合わせて掲載しています。



バーチャル文書館 古文書講座 ②

解説問題一覧

凡例

題名	難易度	概要	講座資料 ダウンロード
農民の養子縁組	初級	宗門請合手形之事…養子縁組に際し、村役人が宗旨の保証をした文書です。	読んでみる ダウンロードする PDF 305KB
農民の転居	初級	宗門送り一礼…江戸時代、一種の戸籍の役割を果たした「宗門人別改帳」の記載内容の変更（人の移動）に係わるものです。	読んでみる ダウンロードする PDF 337.2KB
旅行手形	初級	往来一礼…江戸時代、旅行者が必ず携行していた「往来手形」です。	読んでみる ダウンロードする PDF 146.6KB
借金の証文	初級	借用申金子之事…借り主から貸し主に宛てた金銭の借用証文です。	読んでみる ダウンロードする PDF 279.1KB

バーチャル文書館 古文書講座 ④

釈文

往来一札

一尾州知多郡姫嶋村彦六倅彦蔵_ト

申者、宗旨ハ代々禪宗当寺ニ紛無ニ御座一候、

勿論御制禁之切支丹筋目之者_{ニ而}ハ無ニ御座一候、

今般神社参詣致度_ト申候間、若行暮

候節、其御村_ニおゐて止宿可_レ被_レ成_レ下_レ候、万_一

病死_ト仕候節ハ、其所之御沙法通り_ニ

御取置可_レ被_レ下_レ候、後日此方_江御沙汰_ニハ及

不_レ申候間、為_ニ後日_一往来一札依_而如_レ件

安政四年

巳六月

尾州知多郡姫島村

庄屋

彦四郎(印)

諸国村々

御役人御衆中

第2部 愛知県の法務事務

- 地方公共団体の法務事務について
（立法法務、執行法務、争訟法務）
- 愛知県（法務文書課）の法務事務について
（法規審査、行政手続、不服申立て、訴訟等）

～地方公共団体の法務事務～

地方公共団体の法務事務

地方公共団体が、自らの政策を実現し、自立的な運営を行うために
求められる

立法	⇒立法法務
法令等の執行	⇒執行法務
争訟への対応	⇒争訟法務

(参考) 磯崎初仁「自治体政策法務講義」(2012年、第一法規(株))

国・都道府県・市町村の役割分担

○国と地方の役割分担の在り方（地方自治法第1条の2）

- ・国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担う。
- ・住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体に委ねる。

国

- ①国際社会における国家としての存立にかかわる事務
- ②全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動に関する事務
地方自治に関する基本的な準則に関する事務
- ③全国的な規模で、又は全国的な視点に立って行わなければならない施策・事業

地方公共団体

（地域における事務及びその他の事務で法律又は法律に基づく政令により処理することとされるもの）

都道府県 ①広域にわたるもの（広域事務）

②市町村に関する連絡調整に関するもの（連絡調整事務）

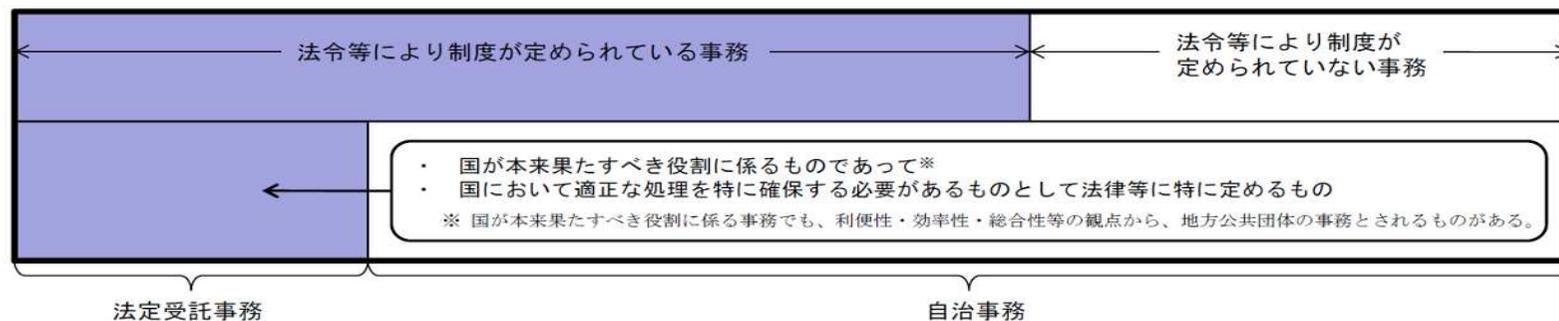
③その規模又は性質において市町村が処理することが適当でないもの（補完事務）

市町村 「基礎的な地方公共団体」として、地方公共団体が処理する事務のうち、都道府県が処理することとされるものを除く事務

（参考）総務省作成資料

国と地方との行政事務の分担

分野	公共資本	教育	福祉	その他
国	高速自動車道 国道 一級河川	大学 私学助成（大学）	社会保険 医師等免許 医薬品許可免許	防衛 外交 通貨
地方	都道府県	高等学校・特別支援学校 小・中学校教員の給与・人事 私学助成（幼～高） 公立大学（特定の県）	生活保護（町村の区域） 児童福祉 保健所	警察 職業訓練
	市町村	小・中学校 幼稚園	生活保護（市の区域） 児童福祉 国民健康保険 介護保険 上水道 ごみ・し尿処理 保健所（特定の市）	戸籍 住民基本台帳 消防



(参考) 総務省作成資料
(注) 政令指定都市や中核市
など、都道府県の事務の
一部を行っている市がある。

自治事務と法定受託事務

(参考) 総務省作成資料

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う。

自治事務

○ 地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務を除いたもの

・ 法律・政令により事務処理が義務付けられるもの

<主な例> 介護保険サービス、国民健康保険の給付、児童福祉・老人福祉・障害者福祉サービス

・ 法律・政令に基づかずに任意で行うもの

<主な例> 各種助成金等（乳幼児医療費補助等）の交付、公共施設（文化ホール、生涯学習センター、スポーツセンター等）の管理

○ 原則として、国の関与は是正の要求まで

関与の基本類型

- ・ 助言・勧告（法 § 245-4）
（是正の勧告（法 § 245-6））
- ・ 資料の提出の要求（法 § 245-4）
- ・ 協議
- ・ 是正の要求（法 § 245-5）

※その他個別法に基づく関与

- ・ 協議、同意、許可・認可・承認、指示
一定の場合に限定
- ・ 代執行、その他の関与
できる限り設けない

法定受託事務

○ 国（都道府県）が本来果たすべき役割に係る事務であって、国（都道府県）においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの

○ 必ず法律・政令により事務処理が義務付けられる

<主な例> 国政選挙、旅券の交付、国の指定統計、国道の管理、戸籍事務、生活保護

※各大臣は・・・都道府県の法定受託事務の処理について、都道府県が当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる。（法 § 245-9）

○ 是正の指示、代執行等、国の強い関与が認められている

関与の基本類型

- ・ 助言・勧告（法 § 245-4）
- ・ 資料の提出の要求（法 § 245-4）
- ・ 協議・同意、許可・認可・承認
- ・ 指示（是正の指示（法 § 245-7））
- ・ 代執行（法 § 245-8）

※その他個別法に基づく関与

- ・ 協議
一定の場合に限定
- ・ その他の関与
できる限り設けない

立法法務①

○憲法第92条

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。
→ 住民自治・団体自治

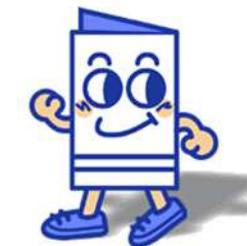
○住民自治の具体化

憲法第93条第2項 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

ぜひ投票にお出かけください！

○団体自治の具体化

憲法第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。



イッピーウくん

愛知県の選挙啓発キャラクター

- ➡ ①憲法との関係 基本的人権を侵害しないか、公共の福祉に反しないか など
- ➡ ②憲法以外の法令との関係 法令の規定、趣旨、目的に反しないか など

立法法務②

- 地方自治法第2条第2項 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

➡ 都道府県の場合は、国や市町村の役割との関係に注意

- 地方自治法第14条第2項 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

- 条例等の効力が及ぶ範囲 法令と同様に、原則として属地主義を採用
地方公共団体の区域 陸地、河川、湖沼、領海（12海里）内の海域（それぞれの上空と地下を含む。）

- (例) 海域：モーターボートやヨットによる事故の防止に関する条例
上空：ドローン等の飛行に関する条例
地下：地下の掘削工事に関する条例



執行法務

○「法律による行政」の原理 行政は法律に従わなければならない（法の支配）

ア 「法律の法規創造力」の原則 （権利や自由を侵害する法規範は、法律によらなければならない。）

イ 「法律の優位」の原則 （法律が存在する場合、行政活動はこれに反してはならない。）

ウ 「法律の留保」の原則 （行政活動には、法律の根拠が必要）

（参考）法律の留保の考え方 侵害留保説、全部留保説、権力留保説など

○「法の一般原則」を踏まえて

・信義誠実の原則 民法第1条第2項（権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。）

・権利濫用の禁止の原則 民法第1条第3項（権利の濫用は、これを許さない。）

・比例原則 目的と手段のバランス

・平等原則 合理的な理由がなく異なる取扱いをしない。

・適正手続の原則 ←憲法第31条（刑事手続の適正）

行政活動：内容の正しさ＋手続の適正さ ⇒行政手続法（1993年制定）

（参考）木佐茂男・田中孝男「自治体法務入門」
（2006年、(株)ぎょうせい）
櫻井敬子・橋本博之「行政法」
（2020年、(株)弘文堂）

争訟法務

○訴訟

・ 行政に関する争訟

行政法規を根拠とし、行政事件訴訟法の手続に従って裁判所で審理される事件
行政処分の取消し又は無効確認を求める訴訟など

・ 民事に関する争訟

民法や国家賠償法などの民事実体法を根拠として、民事訴訟法の手続に従って裁判所で審理される事件
公務員の不法行為を理由とする国家賠償請求訴訟、公有財産である土地等の所有権確認請求訴訟など

○不服申立て

行政庁の行った処分又は不作為に不服がある場合に、行政不服審査法に基づいて、当該行政庁等に対して不服を申し立てるもの



～愛知県（法務文書課）の法務事務～

法規審査

○法務文書課の法規審査の対象（主なもの） ⇒「愛知県公報」で公表

条例 議会の議決を得て定める。（地方自治法第14条）

規則 首長などが定める。（地方自治法第15条など）

告示 法律、条例などの規定に基づいてする行政処分 法律、条例などの補充的な法規など

訓令 行政機関や職員に対する命令

公告 告示以外のもので、公示するもの

○愛知県公報とは

- ・ 条例・規則などの公布、告示、公告などを行う。
- ・ 国の「官報」に相当
- ・ 年1,600～1,800件の記事を登載

【参照】愛知県の公式ウェブサイト<https://www.pref.aichi.jp/>
トップページ下部「県の情報」→愛知県公報

令和5年7月7日 金曜日 愛知県公報 第420号			
発行/愛知県 編集/総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)			
目次			
条 例			
○愛知県手数料条例の一部を改正する条例	第25号	(財政課)	3
○愛知県県税条例及び愛知県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	第26号	(税務課)	4
○幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例	第27号	(子育て支援課)	28
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	第28号	(同)	28
○愛知県都市公園条例の一部を改正する条例	第29号	(公園緑地課)	29
○愛知県事務処理特別条例の一部を改正する条例	第30号	(建築指導課)	30
○愛知県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	第31号	(病院事業庁管理課)	30
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	第32号	(交通規制課)	31

条例とは

- ・ 国全体の法体系の一部を構成
- ・ 地方公共団体の条例制定権 ←憲法第94条「法律の範囲内」
- ・ 権利を制限し、義務を課す場合には条例が必要（地方自治法第14条第2項）

○主な類型

●自主的なもの（独自の条例）

- ①住民の権利を制限し、義務を課すもの
- ②地方公共団体の理念や方針
- ③地方公共団体の組織や人事
- ④地方公共団体の建物や施設 など

●他動的な動機によるもの（法律で定められている事務についての条例）

- ⑤法律による事務の一部について定めるもの
- ⑥法律の委任に基づき、基準などを定めるもの

●他動的な動機によるもの

⑤法律による事務の一部について定めるもの

旅館業法施行条例、住民基本台帳法施行条例、財政状況の公表に関する条例など

(例) 財政状況の公表に関する条例

地方自治法：予算の執行状況などの財政に関する事項を住民に公表すること

条 例：年2回公表すること、愛知県公報に登載すること

⑥法律の委任に基づき、基準などを定めるもの ←地方分権改革（特に2010年～）

道路構造の基準、都市公園の基準、保育所の基準、老人ホームの基準、介護施設の基準など

(例) 保育所の基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例）

児童福祉法：省令で定める基準に従い、又は参酌して、条例で定める。

条 例：[愛知県独自の基準](#) 非常災害対策（市町村等との連携体制を整備するよう努める）

保育所の乳児室の子ども一人当たりの床面積（国の基準より広く）

●自主的なもの（独自の政策を推進）

①住民の権利を制限し、義務を課すもの（規制的な条例 罰則付きのものも）

②地方公共団体の理念や方針 など



政策的条例は、地方分権改革の進展に伴い増加。議員の提案による政策的条例も増加している。

愛知県独自の例①（最近のもの。カッコ内は公布年月）

ア 健康・福祉関係

愛知県認知症施策推進条例（2018.12）

- ・ 県民が認知症について「じぶんごと」として取り組むこと
- ・ 認知症の人が尊厳を保持し、認知症の人及びその家族が安心して暮らすことができる地域社会に

イ 環境関係

愛知県地球温暖化対策推進条例（2018.10）

- ・ 県民、事業者等の自主的、積極的な取り組みを促す。
- ・ 特定の事業者に対して、地球温暖化対策計画書等の提出を義務付け

あいち認知症パートナー大学（愛知学院大学ほか）
「愛知県認知症希望大使」の任命 など

ウ 文化・景観関係

愛知県文化芸術振興条例（2018.3）

- ・ 県が、文化芸術の振興、交流の推進等、人材育成、鑑賞・参加・創造の機会の充実などの施策を実施

あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）

エ 経済・産業・労働関係

愛知県公契約条例（2016.3）

- ・ 県が行う契約（公契約）の透明性・競争性の確保、工事やサービスの質の向上など
- ・ 公契約を、政策推進の手法として、積極的に活用（環境への配慮、障害者雇用、男女共同参画など）

文化芸術活動への補助など

オ 農林水産関係

愛知県木材利用促進条例（2021.10）【議員提案】

- ・ 県内の林業及び木材産業の自立的な発展、森林の有する多面的機能の持続的な発揮、循環型社会の形成
- ・ 県産木材の利用の促進
- ・ 県の施策 県産木材の安定供給の促進、木材の加工及び流通の体制の整備、建築物等における木材の利用の促進など

カ 税関係

あいち森と緑づくり税条例（2008.3）

- ・ 税額（年） 個人の場合は500円（非課税の場合も）
- ・ 使いみち 人工林整備、里山林整備、都市緑化の推進 など

キ 自治関係

愛知県議会基本条例（2013.12）【議員提案】

- ・ 議員の責務・役割、議会の役割

ク 防災・安全・警察関係

- ・ 酒類提供等営業に係る不当な勧誘、料金の不当な取立て等の規制等に関する条例（2017.3）
酒類提供等営業に係る、料金等の表示義務、不当な勧誘等の禁止、料金等の不当な取立ての禁止（罰則あり）
- ・ 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（2021.3）
自転車の点検・整備、交通ルールの遵守、乗車用ヘルメットの着用の努力義務化
自転車損害賠償責任保険等の加入義務化（罰則なし）



2023年4月から道路交通法でも

愛知県独自の例② (2021年度に制定した条例。カッコ内は公布年月)

(1) 愛知県犯罪被害者等支援条例 (2022.3)

犯罪等により被害を受けた当事者や、その家族又は遺族の方々については、生命や財産、心身などに直接被害を受けるだけでなく、二次被害や再被害を受けるかもしれないという不安や恐怖を抱える方もいるなど、一人ひとりの犯罪被害者等が置かれている状況を踏まえ、適切な支援を行うことが求められる。

犯罪被害者等への支援を総合的かつ計画的に進めていくため、その目的や基本理念、県・県民・事業者・民間支援団体の責務について定めるとともに、支援の指針、総合的な支援体制の整備や、県が行う施策などの犯罪被害者等支援の基本的な事項を規定した条例

(2) 愛知県人権尊重の社会づくり条例 (2022.3)

「あらゆる人権に関する課題の解消を図るとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与する」ことを目的とした包括的な人権条例

基本計画の策定、相談体制の整備、県・県民・事業者の責務について定めるほか、最近の人権に関する法律の制定状況や人権課題の動向等を踏まえて、4つの人権課題について、個別に規定し、取組を進める。

- ・ インターネット上の誹謗中傷等の未然防止及び被害者支援
- ・ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進
- ・ 部落差別の解消に向けた取組の推進
- ・ 性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進等

愛知県独自の例③ (2022年度に制定した条例。カッコ内は公布年月)



○あいち県民の日条例 (2022.12)

- 愛知県では、2022年の県政150周年を機に、県民の皆様が愛知への理解と関心を深め、愛知への愛着及び県民としての誇りを持つ契機とする日として、**あいち県民の日 (11月27日)** を創設しました。
- また、「あいち県民の日」までの1週間を「あいちウィーク (11月21日～27日)」とし、県内各地で公共施設などを割引や無料で利用できたり、イベントなどが開催されます。詳細は、「あいち県民の日・あいちウィーク特設サイト」でご確認ください。

<https://aichiday1127.jp>



愛知県「休み方改革」プロジェクト

休み方改革を通じ、国民全体のワーク・ライフ・バランスの充実と生産性向上による日本経済の活性化の実現を目指します。

- ①あいち県民の日・あいちウィークを契機とした「休み方改革」の推進
- ②休暇を取得しやすい職場環境づくり
- ③家族と子どもと一緒に過ごせる仕組みづくり
- ④平日や閑散期への観光需要のシフト
- ⑤地域が一体となった「休み方改革」の推進

<https://www.aichi-yasumikata.jp>

■ 県の変遷



条例審査①

○原課と法制担当との役割分担

原課

条例によって実現したいことを明確にする。

条例に規定したいことをしっかりと議論する。裏付けをもって固めておく。

条例に規定したいことを法制担当に正しく伝える。

法制
担当

原課の条例づくりをサポートする。（原課の意向を踏まえた案文づくり。アイデアの提供など）

（参考）松下啓一「Lesson実践講座 条例企画・条例指導の要点（第1回）」（自治実務セミナー2023年7月号、第一法規（株））

○法制担当の業務

- ・ 条例案を、内容面・形式面の、両面にわたって、詳細に検討
- ・ 内容面の審査
 - ①必要性 （立法事実の有無 条例以外の方法で対応できないか）
 - ②適法性 （憲法や法令への適合性 国や市町村との役割分担）
 - ③公平性 （合理性のない不平等な取扱いをしない 平等原則）
 - ④有効性 （実効性の確保の手段 命令や罰則の必要性 比例原則）
 - ⑤経過措置、関係条例の改廃 ⇒附則で規定 など

条例審査②

○形式面の審査

- ・ 法制執務のルール 実務の慣行・技術的なルール
- ・ 法令の全体構成、条文の表現形式、改め文
- ・ 用字・用語 （及び・並びに、又は・若しくは、直ちに・遅滞なく・速やかに など）
- ・ 正確かつ平易に

※第204回通常国会（2021年）における誤り 計181件
内訳 案文（改め文） : 14件
参考資料（新旧対照表など） : 167件

【参考】条例の提案状況

年度	6月議会	9月議会	12月議会	2月議会	計
2021	7	8(1)	18	30	63(1)
2022	12	6	10(1)	23(1)	51(2)

（注）カッコ内は、議員提案

「愛知県法規集」で、愛知県の条例、規則等を御覧いただけます。
愛知県の公式ウェブサイト <https://www.pref.aichi.jp/トップページ下部「オンラインサービス」>

行政手続①

○行政手続法（1993年制定）、愛知県行政手続条例（1995年制定）
行政が一定の活動をするに当たって守るべき共通のルール

- ・目的 行政運営における公正の確保と透明性（※）の向上を図り、
国民の権利利益の保護に資すること

※行政上の意思決定について、その内容及び過程が、国民にとって明らかであること

- ・主な内容 次のような手続について定める。
 - ① 申請に対する処分 （例えば、営業の許可などの申請に対して許可する、しないという処分）
 - ② 不利益処分 （例えば、許可を取り消したり、一定期間の営業停止を命じたりする処分）
 - ③ 行政指導 （例えば、事業の改善を求めること）

行政手続②

①申請に対する処分

ア 審査基準の設定・公表

イ 標準処理期間の設定・公表

ウ 審査の開始・応答

エ 理由の提示（申請を拒否する処分をするとき）

・理由の提示の目的 判断の慎重さ・合理性の担保、恣意の抑制 申請者の不服申立て等の便宜

・理由の提示の程度 抽象的、一般的なものでは不十分

処分の原因となる事実と、許可等の要件や審査基準との関係

申請者において、理由が明確に認識し得る程度に

②不利益処分

ア 処分基準の設定・公表

イ 理由の提示

ウ 聴聞、弁明の機会の付与（処分が行われる前に、事前に意見を述べる機会）

③行政指導（行政機関が、一定の行政目的を実現するために、一定の作為や不作為を特定の人に求める行為）

ア 相手方の任意の協力によってのみ実現される。

イ 行政指導に従わないことを理由に、不利益な取扱いをしない。

ウ 行政指導の趣旨、内容、責任者を示すこと。

行政手続③

○行政手続法と愛知県行政手続条例の適用関係

主体	国の法令に基づく処分・届出	県の条例・規則に基づく処分・届出	行政指導
国の機関	行政手続法	—	行政手続法
県の機関	行政手続法	愛知県行政手続条例	愛知県行政手続条例

○法務文書課の事務

- ・行政手続法及び愛知県行政手続条例に基づく処分、行政指導及び届出に係る手続に関する事務の総括調整

【参照】愛知県の公式ウェブサイト <https://www.pref.aichi.jp/> 「事業者・就業者の方向け」→「全ての方向け」→「行政手続案内システム」で、審査基準、標準処理期間などの情報を公開

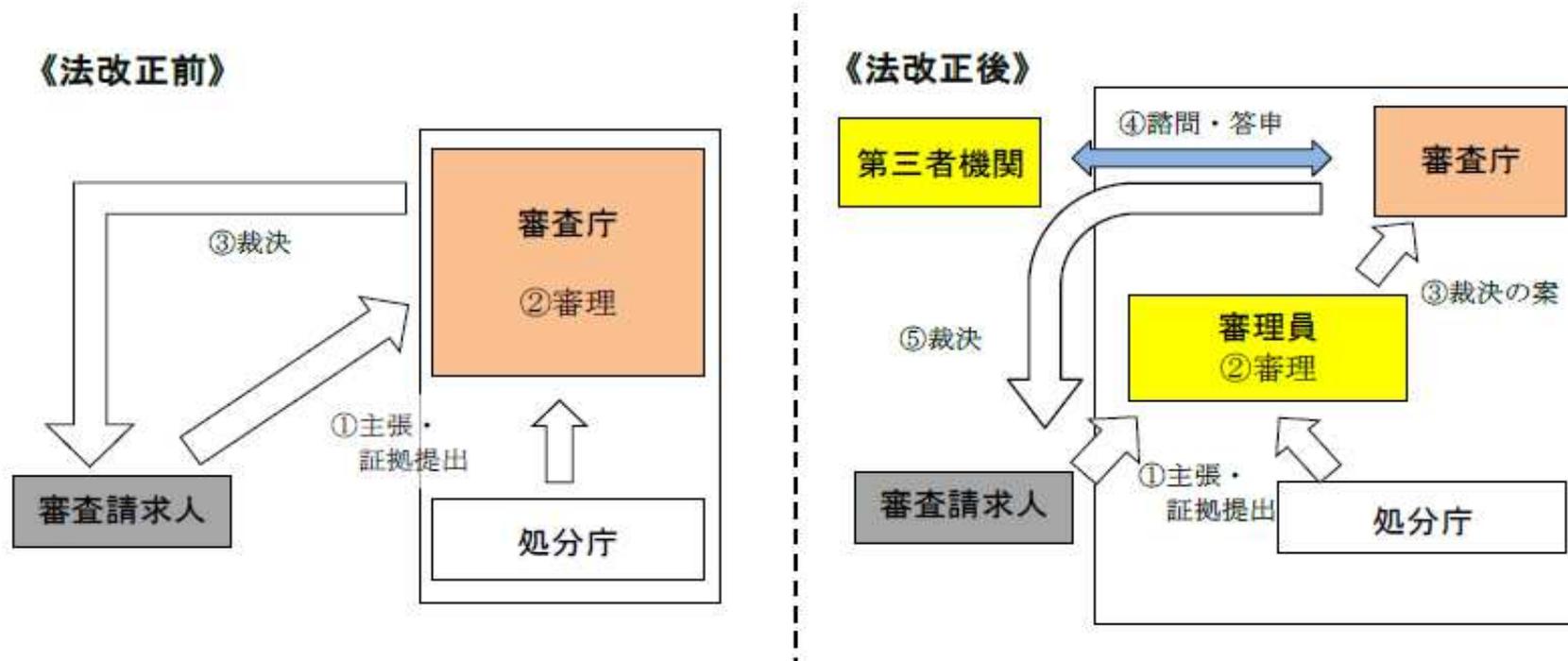
不服申立て①

○制度の抜本的な見直し ⇒行政不服審査法の全部改正（2016年4月施行）

ア 処分に関与しない職員（審理員）が、両者の主張を公平に審理

イ 有識者からなる第三者機関が、審査庁の判断をチェック

ウ 審査請求期間を、3か月に延長（改正前60日） など



不服申立て②

- 不服申立て制度の意義
 - 簡易・迅速な救済の手段
 - 裁判に至る前の紛争解決の機会
 - 違法性だけでなく、不当性についても審査

(不当性とは、裁量の範囲の逸脱や濫用までには至らないが、裁量の不合理な行使があること)

- 愛知県全体の状況（2022年度）
 - ・不服申立件数 約2,000件
 - ・処理件数 約2,100件（認容13件、棄却2,011件、却下68件）
 - ・主な事案 情報公開、個人情報開示、国民健康保険料、生活保護など

- 愛知県行政不服審査会への諮問 年数十件
 - (諮問を要しない場合：認容するとき、却下するとき。他の審査会に諮問する場合も)
 - ・生活保護、児童手当、県税の賦課、仮換地処分など
 - ・審査庁から諮問された案件について、調査・審議し、答申する。
 - ・制度改正(2016年度)以降 諮問約220件（うち処分取消しの答申6件）

○処分取消しの答申事例（愛知県行政不服審査会）

番号	法令	取消しの理由
1	生活保護法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 考慮すべき事情を考慮していない。 ・ 理由の提示が適切になされていない。
2	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 考慮すべき事情を考慮していない。
3	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の通知では、事前の申請が必要な費用とされており、その旨を処分庁が周知することになっていたが、周知に不足があり、事前に申請できなかったと認められる。
4	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適用すべき法令の条文に誤りがある。
5	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理由の提示が適切になされていない。
6	児童扶養手当法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理由の提示が適切になされていない。

- (注) ・ いずれも法定受託事務。地方自治法第255条の2により、法定受託事務に係る処分についての審査請求は、市町村長の処分の場合は知事に、知事の処分の場合は各大臣に対して行う。市町村長の処分については、個別の法律の規定によって、知事に対する審査請求の後で、各大臣に対する再審査請求をすることができる場合がある。
- ・ 答申は、行政不服審査裁決・答申検索データベース（総務省所管）<https://fufukudb.search.soumu.go.jp/>で公開

地方公共団体の訴訟の種類

民事訴訟

- **通常の民事訴訟**・・・契約の債務不履行、土地や建物の明渡し
- 国家補償請求訴訟
 - **国家賠償請求訴訟**・・・公権力の行使、営造物の設置・管理（国家賠償法）
 - 損失補償請求訴訟（憲法第29条第3項）

行政訴訟

- **抗告訴訟**・・・処分の取消訴訟など
- 当事者訴訟
- 民衆訴訟・・・**住民訴訟**など
- 機関訴訟

※住民訴訟

住民からの請求に基づいて、地方公共団体の執行機関又は職員が行う違法な行為等の発生を防止し、又はこれらによって生じる損害の賠償等を求めることを通じて、地方公共団体の財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護することを目的とする。

監査委員に対する住民監査請求を経る。

訴 訟

○新規の訴訟等 年100件程度

- ・法務文書課が関与しないもの 県営住宅の管理、教育委員会、県警本部、地方公営企業など
- ・法務文書課が関与するもの 年20件程度
 - 2022年度（提訴）民事事件 損害賠償請求訴訟 9件
 - 行政事件 行政処分取消訴訟 6件、住民訴訟 3件

○適切な財産管理・債権管理

県営住宅の家賃の滞納・明渡し 貸付金の返還 など

○組織として対応

○真の紛争解決とは

○県の制度や事務の見直し

○地道な対応 法令の根拠・解釈 事実関係の存否・立証

事例紹介 その1

〈目的〉

愛知県図書館の利用手続を、でできるようにする。
(2022年1月から便利になりました！)

具体的には…

- ・オンラインで電子書籍サービスを利用できる。
- ・利用カードを持ち歩かなくても、スマートフォンで情報を提示することで、窓口で貸出しができる。

電子書籍は、約6000冊！
ぜひ御利用ください！

改正する必要があるもの
愛知芸術文化センター管理規則（知事の規則）



改正内容①

Before 図書等の館外貸出しを受けようとする者は、・・・利用カードの交付を受けなければならない。(以下略)



After 図書館の図書等の館外貸出しを受けようとする者は、・・・次の各号に掲げるいずれかの方法により、利用カード又はこれに代わる符号 (※) の交付又は付与を受けなければならない。
—以下 略

(※) 利用者番号及びパスワードのこと

改正内容②

Before 利用カードを改ざんし、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。



After 利用カードを改ざんし、若しくは他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は符号 (利用者番号及びパスワード) を他人に使用させてはならない。

事例紹介 その2

〈目的〉

相手方が暴力団員であることを知りながら、愛知県暴力団排除条例に違反して、暴力団排除特別区域（※）において、「用心棒代」や「みかじめ料」を払ってしまった事業者が、したときは、ができるようにする。

※ 名古屋市中村区椿町
中区錦3丁目、栄3丁目1番から15番まで、栄4丁目
豊橋市松葉町1丁目及び2丁目、広小路1丁目

改正前は・・・

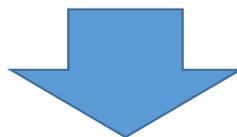
愛知県暴力団排除条例には、刑の減軽・免除の規定がなかった。
ただし、刑法は適用されていた。



刑法第42条第1項 罪を犯した者が捜査機関に発覚する前に自首したときは、その刑を減軽することができる。

捜査機関に発覚した後でも、自首により、刑の減軽・免除ができるようになれば、

との関係を見直そうと思う人が増える のでは？



条例第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(2) 相手方が暴力団員であることの情を知って、第22条第1項又は第2項の規定に違反した者

2 前項第2号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

その他の問題

○新しい規定は誰に適用されるのか（適用関係＝附則の問題）

方針：条例施行前に用心棒代やみかじめ料を支払ったが、
条例施行後に自首した者にも、適用したい。



改正附則第2項

2 改正後の条例第29条第2項の規定は、

にした行為について

に自首した者についても、適用する。

※2022年3月25日施行



〔（参考）刑法第6条 犯罪後の法律によって刑の変更があったときは、その軽いものによる。〕

事例紹介 その3

動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正（案）

～多頭飼養届出制度の創設について 令和5年9月議会提案～

○目的

多頭飼養崩壊に陥るリスクが高い方を把握して、適正な飼養を周知徹底したい。

○立法事実

- 1 多頭飼養に関する苦情が寄せられている。
- 2 多頭飼養届出制度の創設を希望する声がある。
- 3 環境省の地方自治体へのアンケート調査
 - ・2018年度の多頭飼養に関する苦情件数は、全国で2,149件。
 - ・多頭飼養されている動物は、犬と猫が多い。
 - ・多頭飼養されている動物の中には、衛生的に問題のある環境に置かれているものが多く、ネグレクトや虐待につながるおそれがある。
- 4 環境省「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」（2021年3月）
 - ・様々な関係者が連携して対応することが重要
 - ・人や動物の命や健康に関わることから、早期探知及び予防に努めることが重要

条例の一部改正（案）の内容

2024年4月1日から
同一敷地内の住居、飼養施設などで
生後91日以上の 犬及び猫を 10頭以上 飼養・保管する場合
飼い主は 30日以内に 届け出なければならない こととする。

（2024年4月1日時点で10頭以上飼養・保管している場合は、同月末までに）

※1 ただし、次の方を除きます。

第1種動物取扱業者（ペットショップ、ブリーダーなど）、第2種動物取扱業者（動物愛護団体など）
獣医師、国・地方公共団体、学校教育法第1条の学校など

※2 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市の区域を除きます。

名古屋市には、市条例による届出制度があります。（詳しくは、名古屋市にお尋ねください。）

～飼い主の方へ～ 守ってほしい5か条

- 1 動物の習性等を正しく理解し、最後まで責任をもって飼いましょう
- 2 人に危害を加えたり、近隣に迷惑をかけることのないようにしましょう
- 3 むやみに繁殖させないようにしましょう
- 4 動物による感染症の知識を持ちましょう
- 5 盗難や迷子を防ぐため、所有者を明らかにしましょう

（参考）環境省ウェブサイト



法規審査の視点（主なもの）

1 法令との関係は？

（動物の愛護及び管理に関する法律第9条）

「地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、で定めるところにより・・・多数の動物の飼養及び保管に係るをさせることその他の必要な措置を講ずることができる。」

2 届出をしないと、どうなる？

多頭飼養自体は、されている行為ではない。

多頭飼養崩壊のリスクの高い方を早期に把握し、支援を行い、問題を未然に防止することが目的。

は設けないこととしたい。

3 どんな者も届け出る必要がある？

法令の制度で把握できる者や、届け出る必要がないと考えられる者は、対象外としたい。

4 条例が適用される区域は？

との調整の結果、名古屋市・豊橋市・岡崎市・一宮市・豊田市の区域を除外したい。

（これらの市は、動物愛護管理センターの業務を独自に実施できる。）

（なお、名古屋市には類似の届出制度がある。）

